警察庁

○ 持続可能な安全・安心まちづくりの推進方策に係る調査研究事	業
P.	.1
○ 公共車両優先システム(PTPS)によるバス等の利便性の向上	2.2
○ 交通安全施設等整備事業	P.3

施策名	持続可能な安全・安心まちづくりの推進方策に係る調査研究事業														公共 一	非公共	税制 一	法制度	上段:3	〔額(百万円) 平成26年度当初 前年度当初予算	21				
	(1)日本	海側新	吹た欧す	ラー地位	# 終落汪				(2)	(1)以外	であって	地域活性	化の取約	目を継続・	発展させ	とていくか	拖策	<u> </u>							
	性化の観					①地均	①地域の主体的な取組みへの支援(担 い手育成、地域資源の活用等への支援) ②地域間の交流・連携の推進											活や産業	の基盤	整備	区分(新規	・継続・変更)			
## - // EE // //			-			· 1 P.		0	2712 ()				-					-		新規					
施策の位置付け(該当に〇印)	(平成		本再興戦 6月14日	线略 日閣議》	央定)	(平月	骨 成25年(大の方 6月14		夬定)		域経済に (平成25							гшя						
														25年	全な日本」創造戦略 12月10日犯罪対策閣 E・閣議決定)										
概要 (支援の仕組み 等)	全国を6ブロックに分けて活動の停滞や後継者の育成などの問題を抱える団体等が参加するワークショップを開催し、活動上の課題の検討や防犯環境の整備促進に資するノウハウの提供などを通じて、構成員の高齢化・固定化の解消や地域コミュニティ主体による活動の活性化を図る持続可能な安全・安心なまちづくりの推進方策の調査研究を実施する。																								
支援対象者 (実施主体)	防犯术	デラン テ	- ィア団]体(各	都道原	苻県4☑	∄体、含	計18	8団体	:)															
支援内容 (単価・水準等)	各都道府県ごとに都市部、都市周辺部、郡部から選定した防犯ボランティア団体によるワークショップを開催するほか、防犯環境設計を意識したまちづくりを積極的に推進する団体の現地調査、グループインタビューを実施する。																								
想定する具体的 効果	的 防犯ボランティア活動の拡大・活性化を図り、その担い手となる次の世代を育成するとともに、地域住民が主体となった防犯環境の整備促進を図る																								
支援手続 (申請~交付決 定)	続き付決 各都道府県警察が選定した団体につき、警察庁で参加団体として決定																								
変更のポイント												-													
分類 (該当に〇印)	大都市	地域類型地方都市	型の区分 農山 漁村	集落	地域産 業、イノ ペーション	長杯	食文化· 食産業	6次産 業化	まちづく り,地域 交通	地域コ ミュニ ティ	施策 観光、 地域間 交流	類型の 地域文 化の保 護	地域医療、福祉・介護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・ エネル ギー	その他						
	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
省庁名	警察庁	-																							
担当課室	生活妄	全局:	生活安	全企画	画課												電	話(直)	<u>甬</u>)	03	3-3581-014	11 (3028)			
URL												-													

施策名	公共単画後元ノヘノム(PTPS)によるハヘ寺の利使住の向上											公共	5算 非公共	税制	法制度	1 7	草額(百万円) 平成26年度当初	18,939の内数				
池采石												0	-	-	-		前年度当初予算)	(18,493の内数)				
		1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活 E化の観点から有効と考えられる施策 しい手育成、地域資源の活用等への支援(担し、手育成、地域資源の活用等への支援) ②地域間の交流・連携の推進 ③地域間の交流・連携の推進													1		活や産	業の基盤	盤整備 区分(新規・継続・変更			
施策の位置付け		-					_					_					0			継続		
(該当に〇印)	日本	再興戦		東定)	(平F		大の方 6月14		+ 定)			関する有								 法第37条第3項 安全施設等整備事業の推		
											拠法令	等	関する ・社会	る法律第3条第1項 会資本整備重点計画(平成24: 31日閣議決定)								
概要 (支援の仕組み 等)	上を図る。																					
支援対象者 (実施主体)	都道府県																					
支援内容 (単価·水準等)	警察法に基づき、都道府県公安委員会が交通の安全と円滑を図るために実施する信号機、道路標識等の整備事業(交通安全施設等整備事業)に要する経費の一部を補助(10分の5)するものである。本補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発するなど特に交通の安全を確保する必要のある道路として国が指定した道路上において、社会資本整備重点計画に即して実施されるものである。																					
想定する具体的 効果	が バス等の大量公共輸送機関を対象として、優先信号制御を行い、優先通行を確保することにより、利便性の向上を図るとともに、マイカーから公共交通機関への利用転換を図る。																					
支援手続 (申請~交付決 定)																						
変更のポイント											-											
	地域類型	型の区分									類型の	1	子育て、				1 .					
分類 (該当に〇印)	大都 地方 市 都市	農山 漁村	集落	地域産 業、イノ ペーション	農林 水産業	食文化· 食産業	6次産 業化	まちづく り,地域 交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉·介護	女性·若 者活躍 促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境 エネノ ギー					
	0 0	-	_	-	_	-	_	0	0	0	_	_	0	_	0	_	0	_				
省庁名	警察庁																					
担当課室	交通局交通規	見制課														電	話(直	通)	03-	3581-0141 (内線5176)	
URL	http://www.r	npa.go.	ip/kοι	utsuu/ki	isei/u	ıtms/ir	ndex.ht	<u>:m</u>											<u> </u>			

施策名		交通安全施設等團		算 非公共	税制	法制度	上段:平	頃(百万円) 成26年度当初	18,939の内数						
							0	-		_	(下按:則)	年度当初予算)	(18,493の内数)		
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済 性化の観点から有効と考えられる施第	計古		であって地域活性						区分(新規・	·継続·変更)				
	IT 100 BLAND O PLANTE OF THE MENT OF THE M	い手育成、地域資源の活用等	③地:	域の生活	舌や産業	の基盤	整備								
施策の位置付け (該当に〇印)	_	-			-				0			継	^{送続}		
(Malcon)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定) 地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ									条第3項 設等整備事	業の推進に		
	_	P19.29行~(3)国土強靭(根	拠法令		関する法律第3条第1項 ∙社会資本整備重点計画(平成24									
		ル・レジリエンス)、防災・湯	咸災の取組							月31E	閣議決	(宝)			
概要 (支援の仕組み 等)	交通事故が多発するなど特に交通の安全を確保する必要がある道路について、国の補助金により交通安全施設等整備事業を推進することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、もって交通の安全を図る。														
支援対象者 (実施主体)	都道府県														
支援内容 (単価・水準等)	警察法に基づき、都道府県公安委員会が交通の安全と円滑を図るために実施する信号機、道路標識等の整備事業(交通安全施設等整備事業)に要する経費の一部を補助(10分の5)するものである。本補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発するなど特に交通の安全を確保する必要のある道路として国が指定した道路上において、社会資本整備重点計画に即して実施されるものである。														
想定する具体的 効果	交通事故が多発している道	路その他特に交通の安全	ὲを確保す	る必要がある	道路にお	ける、交通	事故 <i>の</i>)防止、	、交通0	の円滑	骨化、交	逐通公害等	の解消		
支援手続 (申請~交付決 定)	① 都道府県知事が警察庁② 警察庁長官が都道府県外③ 都道府県知事が警察庁④ 警察庁長官が都道府県外	田事に補助金対象となる 長官に実施した事業内容と	事業内容と と実施に要	:補助金総額を した経費を報	申請 F通知 5告										
変更のポイント	_														
分類 (該当に〇印)	地域類型の区分 大都 地方 ホ 部市 漁村 集落 * ** O O O O	が産業 食産業 業化 りょう	5づく 地域コ 地域 ミュニ ディ O	施策類型の 観光、 地域官 交流 にの保 で、 一	地域医 子育 女情 衛、福祉・介護 仮	育て、 性・若 教育 足進 一	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・ エネル ギー	その他 —					
省庁名	警察庁				•										
担当課室	交通局交通規制課							電	話(直通	<u>(</u>)	03-3	581-0141	(内線5176)		
URL	http://www.npa.go.jp/koutsu	u/kisei/institut/index.htn	<u>n</u>												